

# 記入例

受付印

## 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

文京区長 殿

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び文京区特別区税条例第34条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。														
所在地 (住所)	文京区春日1丁目16番21号													
フリガナ	カブシキガイシャ ブンキョウ													
名称 (氏名)	株式会社 ブンキョウ													
代表者名 (代表取締役)	文京 太郎				電話番号	03 - 3812 - 7111								
法人番号 ※1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	担当者 (連絡先) 03-3812-7111 (氏名) 文京 花子
特別徴収義務者 指定番号 ※1	801234567								※区市町村ごとに異なります					

※1  
【法人番号】及び【指定番号】をご記入ください。文京区の【指定番号】は「8」から始まる9桁の番号です。

文京区での特別徴収開始前の場合は【指定番号】は記入不要です。

関与税理士署名	(連絡先)
---------	-------

特例の適用を受けようとする税額 ※2	令和3年 6月以後 の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※3		(臨時 人)	( 円)
	令和2年 12月	常時 8 人	1,600,000 円
		(臨時 1 人)	( 100,000 円)
	令和3年 1月	常時 8 人	1,600,000 円
		(臨時 1 人)	( 100,000 円)
	令和3年 2月	常時 8 人	1,600,000 円
		(臨時 人)	( 円)
	令和3年 3月	常時 8 人	1,600,000 円
		(臨時 人)	( 円)
	令和3年 4月	常時 8 人	1,600,000 円
	(臨時 人)	( 円)	
令和3年 5月	常時 8 人	1,600,000 円	

※賞与等の臨時的給与の金額を含む。  
 ※文京区以外の全区市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額  
 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。

文京区に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細	
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消された事実の有無及び取消年月日	有 ( 年 月 日承認取消) ・ 無

※2  
希望する開始月をご記入ください。

※3  
事業所より給与支払を受ける方の総人員数及び給与の総支給額をご記入ください。なお、文京区に納税される方のみではありません。【ご注意ください】アルバイト等を含めて給与を支払を受ける方の総人員数が常時10人以上の場合は認められません。

※4  
有無のどちらかに○をし、有の場合は日付を記入してください。

※4

## 申請についての注意事項

### 特別区民税・都民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満（アルバイト・パート含む。）である特別徴収義務者です。

#### ◎注 意

「常時10人未満」とは、常には10人に満たないということであって多忙な時期等において臨時に雇入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、文京区長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) 承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等から特別徴収した税額を、次に掲げる期限までに納入しなければなりません。

6月から11月までの支払分は11月分として12月10日まで

12月から翌年5月までの支払分は5月分として6月10日まで

※納期限が土曜・日曜・祝日の場合は翌金融機関営業日となります。

(4) 承認を受けた者は、その者から給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく文京区長に届け出なければなりません。

(5) 納期の特例は、その承認の通知が到着した日（その申請をした月の翌月末日までに文京区長から承認や却下の通知がない場合には、その申請をした月の翌月末日）以後に法定納期限が到来する特別徴収に係る住民税について適用されますので、承認の通知が到達するまでは通常の例によりその給与等を支払った日の属する月の翌月10日までに納入しなければなりません。

#### ◎注 意

滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認を受けられないことがあります。

この承認を受けた場合でも、特別区民税・都民税を滞納又は著しい納入遅延をきたした場合には、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満であっても、承認を取消される場合がありますので特にご注意ください。